

4 各種サービス・制度

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者、言語・音声機能の障害者の方が、病院の受診や学校行事の参加の際、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

対 象 者	市内に居住する聴覚障害者、音声・言語機能障害者
必要なもの	身体障害者手帳

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(2) 自動車運転免許取得の助成

障害者の方が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1級～4級 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳
内 容	自動車運転免許（第一種普通免許）取得費用のうち10万円を限度に3分の2を助成します。
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ③ 自動車教習所等の領収書 ④ 取得した免許証の写し
申 請 期 限	免許証取得後6か月以内（期限を過ぎると申請できなくなります。）

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(3) 自動車改造費の助成

身体障害者の方が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害1級～4級をお持ちの方
内 容	ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造するため費用のうち10万円を限度に助成します。
必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳 ③ 運転免許証 ④ 改造見積書
申 請 期 限	自動車改造前（事前に改造した場合は、助成の対象になりません。）

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)

(4) 生活福祉資金の貸付

障害者世帯に対し、生活向上を図るための資金の貸付を行います。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
内 容	生業を営むため、就職のために必要な経費、住宅の増改築等の一時的に必要なとなる資金を低利で貸付を行います。

(問合せ先 江田島市社会福祉協議会 TEL 27-7770)

(5) 盲導犬

視覚障害者の自立と社会参加促進のため盲導犬を給付します。

対 象 者	身体障害者手帳（視覚障害者）1級・2級をお持ちの18歳以上の方
内 容	就労等により社会活動の参加に効果があり、盲導犬を適切に利用し、飼育できる方に給付します。

(問合せ先 広島県障害者社会参加促進センター TEL 082-254-2505
社会福祉課 TEL 43-1638)

(6) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

軽度・中等度難聴児の方が補聴器を取得する場合、費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児
内 容	補聴器取得費用と基準額を比較して少ない額の3分の2を助成します。
必要なもの	① 医師の意見書 ② 見積書

(問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638)